

3月23日(洋20日) 午前10時4分開議
午後0時6分散會

出席議員(18名)

1番	伊保清安	3番	石川真六
4番	渡名喜庸仁	5番	宮里敏行
7番	比嘉盛栄	8番	又吉正弘
9番	棚原憲信	10番	稻嶺正康
13番	知名朝司	14番	崎向正尊
15番	仲村春仁	16番	武新行男
17番	佐喜真弘	18番	比嘉美定
19番	宮成盛昌	20番	伊佐徳次郎
21番	仲村盛光	22番	古波藏清次郎

欠席議員(2名)

11番 安次富盛信 12番 大川昇

議事説明者

市長	崎向建一郎	助役	沢岷安一
水道部長	仲村春盛	総務課長	多和田真一
税務課長	古波藏信三	住民課長	知念和夫
厚生課長	伊佐友誠	警務課長	崎向政光
商工観光課長	棚原盛真	消防課長	大城仁幸
都市課長	兼村憲昌	建設課長	高宮成昇
營業課長	奥里将弘	会計課長	天久美
工務課長	金城健栄		
固定資産評価課長	武新正孝		

事務局出席者
局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島 真由 書記 仲村 春夫
書記 比嘉 定治

議事日程(第2号)

1970年3月23日 午前10時開議

日程第1 一般質問について

議事第1号

日程第2 清掃施設組合議員の選挙について

議長

以下より第13回直野湾市議会定例会の
目の本会議を開きます。(午前10時4分)

本日の日程は一般質問であります。お手
元にお配りしてあるところのプリントによ
って進めて参ります。

最初に20番の伊佐徳次郎君の1の質問
を許します。

20番

質問いたします。市長は1969年8月13日
就任以来、7ヶ月にもなりますが、4万市
民の代表である市議会に於いて、市政を
担当する市長として、公的な施政方針
演説をまだなさって居らぬのは、市長に
施策があるのか、大変疑問、残念でた
まりません。よって本日は現在市民の最
も重大関心事である、日本帰還帰りに対し
て、市長は如何ような施策で対応してい
かについて質問いたします。1972年に日
本に帰還することは、確定的事実であり
ます。帰還するに当り、当直野湾市といたし
ましても帰還に对应する大変なきびしい
試練が待っていると本日は推察するもの
であります。市長は日本帰還後市民が
安心して生活ができる、かつ住民福祉、
市の建設を第一の目的とする義務がある
のであります。帰還準備として、市長は
具体的な施策について、御答弁を受け

10
給わりたいと思います。

市長

お答えいたします。私が就任以来、議員の皆さん方で正式の議場で施政方針を申し上げたことはございませぬけど、立候補する当初私の施政方針に対しては、フリートで充分市民に訴えたつもりでございませぬ。今度の場合の当初予算で施政方針は申し上げたという趣意がまだ報告はしてありませぬ。

72年の復帰の際に、如何なる方針を持ってあるかという御質問に対しては、政府の方針といたしましては、あくまでも市町村は、広域合併を打ち出してあります。特に本土に於きましては、既に90%程度の地方自治体の合併がなされ、殆んど完成に近いんじゃないかと思っております。しかし、沖縄に於きましては、1.2の市町村しか合併はしてありませぬ。特にこれからの国の政策に従って、地方自治を進めていく場合にどうしても当面の問題としては、現在、合併促進協議会を立ちまして、各委員会にその合併の方法を審議してあります。三市村の合併が先決じゃないかと思っております。特に72年復帰という時々に於きましては、色々とは県は県なり、地方自治体は地方自治体なり、色々問題が次山あると思っております。

先日だ、岸所長の講義を受けまして復
帰に対する手順、色々各課長も二日間
研修を受けておられます。そして市といた
しましては、これからあらゆる資料を集め
まして、この復帰準備を市民に不安のな
いような準備を今、役所部課長で検討
を進めておる款でございます。そしてこの
資料ができ次第、この内題はどうか、
ふうにしてやってみるか、又、部課長で最
終的に案をねりまして、これが拡大可
きであるか、しなくても当局だけでやっ
ていけるかということに対して、最終的
の決定を下し、それから万全を期してま
た、と思っておられます。特に岸所長の話
しの内容から申し上げますと、対米関係
におきましては、地位協定というのがあり
ます。これは施設区域の問題、或いは間
接在籍の問題、或いは校舎の問題、裁
判の問題、警察問題、空航の問題、出入
域の問題、税制の問題、その他又、布令、
布告、米資産の問題、国有財産、通貨の問
題、米国民の検疫ということ、政府の方で
これは進めるし、この内題が早急にかた
ずく問題じゃなくて、政府としても非常
に頭が痛いというふうな内題で、これも
これから検討していただくという岸所長の
話しを受け給わっております。特に内政
問題におきましては、沖縄県の設置、国の
地方分局への移管、本土の政府の系列化、

或いは統合、一体化、或いは市町村への事務の移管、沖縄経済振興と色々山積する問題が沢山ありまして、この問題が特に今後、具体的にこれから取りなすこと、これを所長も云って取りなすし、一長一短でいくも人じやない、特に復帰の時裏で適用するものが色々あるそう、ござります、或いは経過措置するもの、或いは暫定措置するもの、或いは特別措置するものと、国の業務に於いては、県の業務に於いて引き継がれるものが大きな問題でありまして、市町村に於きましては、現在本土で行なっている、各市町村の自治をそのままやってみれば、いいんだから特にこの問題に對しては、各市町村とも各市町村の現在やっている仕事を充分に研究するよう、と、この話しを受け給わって取りなすし、特にこれは、地方自治の問題でござりますが、我々としたしましては、宜野湾市の場合特にこのように基地はひかえて、もし過疎化になつたら宜野湾市民の将来がどうなるかと、このことを考えました場合、どうしてもこのこととタイアップして中小企業の問題も本土と沖縄の場合には形式が違ふそう、ござります、そういうのも商工観光課あたりに充分に資料を集めさせまして、或いは内陸工業、或いは臨海工業、あたりに誘致して、宜野湾の将来に備へたい、と思ひます、特に今、本土から調査

93
団が来ておりましたか。調査団の場合は、
ほんとの沖縄の工業を誘致する工業を
起す可能性がどうか、どうか、そこに非
常に疑問視する款でござります。と申し
上げますのは、去った去年の10月あたりは、
本土の場合、沖縄は養豚業或いは放
牧をして畜産業を奨励し観光事業を起
こせばいいんだという考え方がありました
ようでござります。特に工業というものは全
然なかった款でござります。しかし12月頃
になりまして、アメリカの外資が相当触覚
を動かして、沖縄に入って、(聴取不能)、
そういうふうな時裏にありまして、本土でも
これは放つておけないうふうにして、沖
縄にも工業誘致をしなければならぬ
というふうにして通産局あたりがハツパ
をかけたんじゃないかと思えます。そ
ういふ鯉臭で現在にありましては、本腰
を上げてくるやに新聞には書かされてあり
ますか、実際にどこどこかの市町村に私は
何を作りたいという具体的なお例がまだ
ない款でござります。ということを承さま
した場合は、我々直野湾の市長としては、国
益よりは、県益を守る、或いは直野湾市
民のため、事業を起すという~~こと~~を承ま
るに立った場合、外資も歓迎した
と思っております。特にこれは、まだ具体的
にしておりませんけど、弱電気という電
子工業でござります。この会社か、これは、

アメリカの会社でござりますが、第一希望は5子線あたりに来たいと、直野湾の第二希望は南風原あたりに行きたいと、そういう問題で賃賃料の問題、いろんな問題が加味されると思いますが、これは電気関係の小さい弱電気でござりますから、バッテリー、そういうものを起す、ほんとの公害のな、技術工業でござります。それが将来に於いてこの労働人口が5,000名位必要であるという話を受けたものでありますし、これも現在、仮事務所は、大山にありますので、一応この議会が済めば、ある人も一緒に行って直野湾に誘致運動を一緒にやってくれとお願いもしてありますし、できればこれも誘致したいと、これはどうなるか解りませんが、昨日も民政府に勤めてゐる私の友人の話では、おそらくこの会社は、外資認可なつてあるから早くやいなさいという話を聞いてありますし、これもこの問題に於きましても誘致したいという考えをもつてあります。特に又埋立の問題に於きましても市民の将来のために前向きで検討してあります。この問題は後の賃賃料にもありますので、次の方の賃賃料のときに担当課長に於きましても、充分に説明をさせたいと思つてます。

20番

市長は日本復帰の準備として、各部課長に諸準備をさせておるといふ御答弁でございませぬが、時期も後2ヶ年余しかございませぬ。日本復帰までにその日本復帰の準備が何月までに整って議会、市民に訴える所つもりでございませぬか。

市長

早急に検討したと思えます。

20番

早急につて申しましても今日、明日も早急でございませぬか、大体的目途がなればいいかと思えますか。

市長

一応、第一、第三段階の資料の収集の段階で検討していただきます。

20番

以上、質問を終わります。

議長

進行いたします。次は8番の又吉正弘君の1、2、3、4、5の質問を許します。

8番

番号順に質問を行ないます。先ず
第1に援護業務関係でございませうが
その奥は住民課に属していると思いま
す。その前に窓口のサービス関係で特
に戸籍謄本、それを取る窓口が非常に
時間がかかり過ぎるとそういう市
民からの声もございませうが、その奥もつと
迅速に出来るような改善の措置を考
えておられるかどうか、その奥を伺い
たいと思っております。

市長

一応この問題は担当課長が本土に
も行っておられますし、担当課長に説明を
させていただきます。

住民課長

お答えいたします。住民課の窓口には
戸籍係とそれから住民登録、それから援
護、三つの係がありまして、戸籍と住民抄
本の場合は、コピーとそれからゼロックス
によって交付しているところではありませ
うが、そう云った交付の時間が長いというこ
とには、その今まで交付する場合に領
收証を書いて、いちいち書いてやってた
訳ですが、今度からは現金の係の方に
レジスターというものを買ってもらって、それ
によって交付の時間が短くなったと思

いいますが、今後もそう云った面には色々進めた」と思っております。前よりは多少と時間的には短くなっていると思っております。

8番

領收証をなくして。

住民課長

今までの場合は領收証をいっいち書いて交付した訳です。今度からはその領收証はなくして、レジスターからすぐ出る領收証でもって交付できますから時間的には短くなったと思っております。

8番

この援護業務について監査委員からも指摘を受けております。未処理の方が、217件もあると、そういうものを早急に処理してもらいたいという監査委員の要求もさされている。その後どのような状態が進められているか、又どの程度処理をされているか。

住民課長

はい、これは引揚者に対する特別交付金のことでしょうか。

8番

はい。審査委員からのがあるていまう。

住民課長

この特別交付金の場合、直野湾市の場合には対象予定人員の数が2,035人でありまして、それに選定したのが、書類を提出したのが1,783人、それでは処理の分が252人とこのことになっておる訳です。その252人とこののは、未請求でその中には住所不明とか、それから呼び出しに依りてくれないと云ったものがあります。それでその住所不明については、これは呼び出しやって、住所不明という形でその通知がハガキが返戻になったものがあります。その分については、他市町村関係があります。その住所を調べる場合には、本式の戸籍付表によって住所を解ることができまうので、今のところ他市町村宛に住所の照会はしてあります。それからその呼び出しに依りてくれないというのは、住所ははっきりしてゐるんだがこの請求書作成のために役所の方にいらっしやうなということがあります。それでその住所がはっきりしてゐる分については、時々の関係とか、それから請求期限内に請求しない、これだけの金がもらえないうことを書きまして、今、呼び出しをやった、いま状態で

であります。

8番

今の報告で未処理の方が250名、これは何日現在ですか。

住民課長

これは監査のあり前だったと思います。

8番

どうして、その後処理されてあるならばその後の処理された件数を議会の答弁にしてください。監査委員がうけた3月11日にやった監査委員の報告では未処理の方が217件となっております。

住民課長

250件未処理があった訳です。その後、そのように方法で本籍の方へ照会するとか、それから呼び出しを2〜3回もやってですね。それでその後処理しまして今のところ、今現在において、未処理というのは、180件であります。その後住所が判明した場合は、

8番

課長「わゆる議会はただでたらしめにあるもしろ半分に質問してはいる訳ではございませぬ。そこで答弁にできる場

合には、その資料に基づいて、はっきりした
ことを答弁して下さい。今のものは252
名、監査結果も既に処理を受けて、そして
監査委員の指摘によつては、217名にな
つておられます。その結果も処理して180件
になつておるといふのでしよう。今の答
弁で済みます。何故どうして252名の報
告といふのは、あれですか。数字が全然
合わないんじゃないですか。帳簿は貴
方がたははっきり整理しておられますか。

住民課長

はい。台帳のけつを見ることが解り
ますか。

8番

これは、ちゃんと3日前にもちゃんと援
護業務について、質問があるといふことは、
貴方解つていふと思つておられます。その必要
な答弁の資料を持ってこられてどう
して答弁できますか。

住民課長

今のところは未処理は180件なんですか。

8番

はい。結果で充分資料をして文書でもつ
て報告して下さい。

住民課長

未処理の件数ということですが、

8番

はい。その処理方法をこう言ったものがあるか
はですね。書き添えてですね。皆さんに配
って下さい。

住民課長

はい。解りました。

8番

これは、うちほど資料を求めることにな
たしまして、先ず第一突の播磨業務につ
いては、箇所を降りたいと思います。
次第2番目に入ります。公設市場改革
についてござりますか。空今まりました
ら議会の方にもその件情が参って
あるようござります。その理由にもかか
げてありますように非常に老化し、そして
用もりも多々というふうな業者の考え方も
多いので是非改革して欲しいという業
者からの要望のようござります。そこで
市長はその市場改革問題に対して、どの
ふうな考えを持っていらっしゃるか、その突を
聞きましたと思っております。

市長

お答えいたします。市場改革に当ります。

ては、去る1月27日に市場の方が市役所に参りまして、市場を改築してくれと
うぶうぶに陳情が有りました。その時に私
は、直野湾市は今、三市村の合併問題を
進めて、来年度をうぶうぶ決議の予定で
あると、そう云った場合に第1番目に必
要とするのは、新庁舎の建築である。そ
うな場合、現在の庁舎は、或いは取
合しなければならぬ。公入札して、
そうした場合、この庁舎が或いはス
ーパーマーケットをうぶうぶに業者を圧
迫するようなお店ができたら貴方が
たは、困るんじゃないかと。市長としては、
その事後にあると、どうなるか私は解
りませんけれど、もし市場の組合の方々が
この旧庁舎を市場にかまるという考
えがあるならば、市としてこの問題は
今の仮市場である市場は、市が将来
市の或いは、市民会館、その他の色んな
ものに使うとして、旧庁舎は市場に
した方が、いんじゃないかと。私個人の
話してあると、うぶうぶことを申し上げました
が、それと何時頃かは、可能であるかと
その時は、はっきり申し上げられな
けれど、可くこの庁舎改築という問題は合
併と同時に新庁舎の問題がでて来
るので、これは、貴方がたも暫く辛抱した
方が、いんじゃないかと。うぶうぶに
て、話し合、ま、したと。よろ、雨、もりがして

あつたのと角もりしてあつたのは、当然に
これは、担当課で修理をさせるといふふう
にして、申し上げましたところ、じや一度は
検討しますといふふうにして、お帰りにな
つてある款でござります。

8番

今先の御説明によりますと業者の方
からそのような陳情が出た場合に、
その時は、市長としては、そのよう
なお答えをしたといふような説明で
ござりますか。市長の考えといたしましては、
結局は合併によつて、総合庁舎
ができるのでこの日、今の庁舎を公設
市場にしたいと、そのようなお考えを持っ
てある。

市長

はい、そうです。

8番

その方がいふゆゑ、そして業者はそれ
といふといふような考え方で可ぬ。

市長

私はそう思った款でござります。

8番

それがいふゆゑ、この庁舎を公設市場

に当たつた方が最も良策だと、このようにある
考えになつておられる筈ですね。

市長

そうですね。

8番

は、第3番に入りませう。土木費の執
行状況について、特に補助をうける土
木費とそれから自己賤減でこの費用
の予算との区別をして、そしてその率でな
い、どの程度の執行率現時点でな
されておるか、それと例年と比較した
りまして、どのような進捗状態である
か、その辺御説明を願ひしたいと思
ひます。

建設課長

お答えいたします。70年度の政府補助
工事は、まだ指令を配りておりません
ので、これはまだ未執行であります。
市単独事業といたしましては、乳剤の
方が現在3月19日現在で68.9%終
了してあります。入札予定して25日まで
入札予定が、4ヶ所ですね。そして残り
5ヶ所となつておりますが、この5ヶ所
については、キビの搬入とか、そのよう
排水関係で現在保留の形になつてお
ります。去年との比較と申しますと、この

は、また調べてございませんで、調べてから比較のあはれはあ答えいたします。

8番

今先の御説明によりますと市単独工事は、68.9%進んでいゝ。これはある程度あはれと思ふんであか。政府補助工事が全然ゼロとあると、いゝこととでございませか。予算年度は、進みますと、いゝわすか、でございませ。それで執行できる可能性はあるか、いゝか。その辺について。

建設課長

これは、例年一応指令が、ありまか。5月か6月頃でありまして、いゝも事業繰越の形を、いゝて執行してあります。

8番

例年、これは、1.2の工事の場合には、いゝ工事もあつたか、も知りませんか。例年、いゝわゆる、5.6月頃までは、ゼロのあはれであか。

建設課長

いゝ、いゝであ。

8番

市長に伺います。今受け給わりますと政府補助工事が全然指令が届いていないと、さうなわけでございませぬか。予算に計上された額は、全部消化できる、計画充分と思われませんか。

市長

充分に努力したと思えます。

8番

はい。4番に入ります。人事問題でございませぬ。人事問題に対しては、とやかくいう必要もないのでございませぬか。さうさうと疑問の裏がございませぬので、お聞きしたと思えます。先ず第1番に、今度課長級の相当配転が之をなされてあるようございませぬか。その配転に対しての基本的考え方を、お願ひしたと思えます。

総務課長

お答えいたします。去った2月1日付で課長の人事移動を行なひまして、昇任2人、その他から配置替え16人、計18名の昇任をいたしてありますけれども、この昇任につきましては、能力とか、在職年数に、重きを置きまして、更にその2人

とも課長の職務をやつていた肉練上昇
任させてござります。それから課長の配
置がこれにつきましても、原則として
して同職場を3年以上とこのことを配
置替えの対象とした訳でござりますが、
そのうち相当な8年とか、そのうち人達
を動かすために3年以内の方も多少
移動になつております。しかし3年以
上と申しましても産籍とか色々その技術
的の点であればそのうち特別な仕事に
ある方は、今回の命令を控えてござい
ます。以上総務課長としての返事はこれ
迄しかできませんので以上で終ります。

8番

私、あれしたのには、先ず今度の場合に18
名の移動がござりますが、その中でいわけ
る我々は毎年公費をして研養修に行か
してあります。自治大とか、或いは各市町
村、そう云つたものにもその科目を設けて研
修にさせてあります。その2、3年来の研
修生を調査いたしましたところ、今度の配
転に対して、どのようなそれを考慮に入
れて、してあるか、ということに対して、一
寸調べたところ、この例ではその研修を
して、これがいわける、24年はその研修
科目を生かすためにその働いてあるな
らば、ともかくとして、自治大を出て、結

局の。3ヶ月しかその課に担当せずして別の課に配転されているのが相当多々です。我々の公費をして研修させるといふことは、その科目を充分生かしてそして市民に対して、研修した価値を充分して市民の奉仕者として充分できる。その体制を作るために毎年あれこれあります。先がその調査の内容から見た場合は、公営企業法の自治大をお。そしてしかもそれが短期間、その学校を終えて、短期間しかその公営企業には携わらず、一般事務に回わされておるとか、或いは又庶務関係、そう云ったものを勉強して来て、そしてわずか期間で又別の課に回わされておるとか、いわゆる研修公費を使った研修の目的が現われないうような気がする訳です。そういう意味で私は、人事の権限はこれは市長の権限ではございませぬ。そこで議会としては、とやかくは言いたくはございませぬが、しかしながら公費をして、せつかく研修をうけ、そしてそれを身につけた以上は、ある程度その科目を生かすことによつて市民のサービスになるんじやないかと、それを私は又その科目をうけたからといって2年も3年も5年も同じ課に使はるさうという意味ではございませぬ。しかしながらある程度研修を受けた以上は、ある程度の期間を

その科目にさせた方がかえって事務
的処理。そう云った能率が上がるんじや
ないかと。その能率が上がることによつて
市民の福祉に反がるんじやないかと
考へるものでございませう。そういふ意味
で今後どういふものも。研修そう云った
ものも配慮に入れて人事移動の考へ
を今後する場合に考へに入れて下さ
るか。その点を願ひします。

市長

所答を申し上げます。人事の移動に対
しては。おっしゃる通りでございませうが。
係長の職務と申し上げます。特に自治大
に行きましても。係長は一般業務を勉
強するのと。或いは建築。土木専門
業務を勉強するのと二つに分かれる
訳でございませう。特に今度の場合。そ
ういふ二つの方を移動したといふこ
とに對しては。その一方にそういふ方
を動かしてもらうわけは。困るといふ懸
念から。総務課長も話して所りましたが
中には二年三年の人も動かしてあるとい
ふ訳でございませう。そういふ意味で。特
に係長の仕事といたしましては。どこに
も使えと。あくまでも市民の公僕で
あると。この仕事だけじゃなくと
ことで。配転をしてあります。特にくり
返すようではございませう。一方。久

年もある。そういう専門の係長をどうして
も配転するためにはやむを得なかった
訳でござります。そういう意味で今迄
にありましては、なまじく専門的にそ
う自治体の研修をうけた場合は或
いは2.3年、或いは4.5年位は置
て又他にも配転した」と思っております。

8番

お願いたします。ことが人事問題でござ
りますので、これ以上私ほどやかくいた
せん。一つ今迄の市長の充分な配慮
をお願し、4番の人事問題に対
しては、終了したと思っております。

次の5番の産業育成問題についてで
ござりますが、市長は立候補、公約の政
策の中にも産業育成といたし岩協とタイ
アップし岩漁業、中小企業の育成、キ
ビ代の値上げに力を入れます。そのよ
うに力強く約束されてあります。そこで
産業育成面に対しての基本的考え方を
お願いたします。

市長

一応この問題も担当課に検討するよ
うに申し上げてありますので、担当課に
説明させます。

農林課長

お答えいたします。産業振興の「ハタチ」
ですが、今政府の方も日本復帰と共にその内
題で色々と貿易問題、流通機構の問題
そういったあらゆる産業の各々の問題から
して、非常に検討を進めておられますけれ
ども、本市としてできるだけそういった
あらゆるものを検討し、よって産業振興
の方向づけをしたいという事で、色々と
資料を集めておられますけれども、前から
申しあげておられます都市近郊の業糖
だけを今主眼にして検討しておられます。

8番

今、農業問題に対して「ございますか」
今まで全然、新しいものが見当たらない
「ございますか」。特に当初の場合にキビ代
値上げがあったのを相当取り上げられて
おられますが、去った1月10日の午後2時に
立法院広場に於いて農民の切実なる訴
え「あらゆる方面、キビ代値上げ確得
大会が行なわれた事で「ございますか」。その
中に当然、直野湾市長も出席されて、
そして、自分が掲げたその政策実現に努
力されると思っておりました。聞くところ
によりますと、市長さんは出席されて、な
と「うまうま話」を受け話わっておられます
が、事実ですか。丁度その当時には、革新
正党、三派、選挙の当時、キビ代はど

しても#23-以上なければ農民は食って
いけないと、そういう声走からして叫んだ
と思えます。しかしながらその要求大会
は、#21.22でござります。選挙当時の選
挙民に対して、要求実現させるんだと、
#23-にはほど遠いのでござります。し
かしながらその当時も与党三派の社大
党、社会党、人民党、各政党の立法院の
方も一人も所見之に存らなかつたようで
ござります。そこで市長に「たしまして
も、政策の中へキビ代値上げに対して、
力を入れるんだ」ということを公約されて
あります。1からは「そういう農民の切実
なる訴え、又、沖縄の産業の基幹とある。
キビ代は最も沖縄経済に対して、大きな
関心のところ、でござります。そしてその
切実なるその大会に対して、出席なさ
れなかつた」ということは、非常に残念で
なかつた誤りでござります。その辺は「わ
ゆる去年の#17.99。去年は平均が#17.99
でござります。今年は#17.91でござりま
す。結局、その要求大会に出席しなかつ
た」ということは、#17.99でござい」という所
考之をもつてあつたのでござりますか。
又、どのような形で政策実現に邁進さ
れる所考之ですか。所答之願「た」と思
います。

市長

お答え申し上げます。この問題は勿論
あつしやる通りで、沖縄市町村会とい
うにしても、全琉の問題として、この問題
は、取り上げて「きたい」という沖縄市町村
会の話しがありました。これは一番はじめ
に問題になりましたところは、中城の村長
さんから中部市町村会へ提案いたしまし
て、これは中部の問題ではないから、沖縄
市町村会で取り上げて、会長、副会長が
市町村会の問題として、全琉の問題とし
て、このキビ代を考えて行くというふう
な観念に立って、そういうふうになったと思
います。特に御節向の通りキビ代におき
ましては、キビ作農家の死活問題でござ
いますので、今後は農家の皆さんと共に充
分に先頭に立ってやっつけていきたいと思
います。特に先きの大会に行くことがで
きませんでしたのは、私個人的な諸用
がありました。出席できなかったことは
非常に残念に思っております。

8番

その辺もし今後、そういう場合には自
ら進んでいくのが当然。そして市民にも
出席だけ多数出席させてもらうよう努
力願いますか。

市長へ。はい。

8番

では次に中小企業育成問題について
の奥の聞きしたことを思います。去った1
月19日より23日まで5日間、長期の全
県労ストがござりました。そして宜野
湾市内にその集会、そういう場所が与
えられたのでござります。その問題で
ある一業者から宜野湾市に集会を持
つということは、商売の収入が減少する
ので、その場所をどこか変更して、もう一
つかというふうな内容のことを市長に
お話し申し上げたら市長は、ここで集会
を持つということは、それだけ人が集まる
で、かえって売れ行きがいいんだと、非常
に商売はよくかえって平常よりは儲かる
だというふうなことを言われたまうでござ
りますか。その辺は、事実かどうか。

市長

そういう人の話しをしたままでござります
。そういうふうにして集まれば我々は全
部品物が売り切れたという話しを聞いた
訳でござります。

8番

では市長おれとしては、今宜野湾市内にそ
う抗議集会、そして市を起票としてでも
方針、そういうものが持たれた場合に実
際経済的、面から見た場合に宜野湾市

はどのようなプラスになると思いますが、
マイナスになると思いますが。

市長

これは直野湾市全体^{のこと}を考えた場合
には、何とも「わからない」訳でござります。
特に商売をして「いる」方の中にもマイナス
になる場合の人も「いる」し、又プラスにな
る人も「いる」訳でござります。そして「そ
う」集会をする場合に集会の自由であ
りますので、これは市長が「その」肉題に對
しては、「できない」ということも「できない」訳で
ござります。

8番

それは権限は「その」のでござりますがし
かしながらここに持つことによつて市民の
不利益になると「いう」ことになった場合に
も当然、申し入れは可能だと思ひます。

市長

「その」場合には申し入れはしてあり
ます。

8番

「や」要求が「ある」はずと「か」と「いう」もの
でなくして、市長として「は、どう」も「考え」に
なつて「ある」のか。

市長

市民のこころを集合で市民のトコクル
がらあるとおぼえらるる場合は、なまぐ
は、直野湾市外でやってみるといふことは
申し上げらるるついでにありませう。

8番

では、その辺新聞紙上によりませうと
まだ、第三派が来るようございませう。し
かし私は、全軍勢のそれだけの生活権を
掲げて、当然スト権もありません。スト
するのことも当然だと思ひます。しかしな
らそれを、他に影響を及ぼさないう
うに、例えは、今市長さんがおっしゃった
ように、市民に対して不利益をうよよう
な考えがある場合には、直ちに市長はその
中止を申し入れて頂くよう要望し、私
の質問を終りたいと思ひます。

議長

次は7番の比嘉盛栄君の質問を許
します。

7番

道路工事について質問をいたします。道
路工事やる場合に於いては、職員が現
場の立会い監督をやって工事をさせ
ていふのかどうか、又は請負者まかせ
に工事をさせてあるのか、これについて

貸内"たします。

建設課長

お答之"たします。これは工事する場合には、監督はついてあります。

ク着

ついてありますでしょうね。貴方がたは現場にいますので/よう。

建設課長

はい、現場にいます。

ク着

ノ実申し上げます。それですね。せつかくですね。かたまってある道路の石粉は、ですね。敷き落して、この石粉を捨ててしまつて、土地の上になですね。タール工事ですか。これをやるのか。道のもつが"いか。強みか"か。これを一つ技術面からお答之願"ます。

建設課長

お答之"たします。これはですね。一応タール舗装する場合に、~~舗装~~舗装の地をらしめる訳です。これはあきらか直野でありますことと思"ますけれど、これは一応サイドの方は敷"てですね。これはある程度、乳剤の厚み3cmですから、

ボタはどうしても取らんといかなんか
人です。

ク番

そうだと上の石粉は取って土の上で
あってもやる訳ですか。

建設課長

これですね。土の上と石粉取った場合
に土と混合しますね。どうしても。

ク番

いや、はい。道路でありますからね。理
場がりますので。

建設課長

はい。それは、こっちも調査はしてありま
す。これですね。実際はサイドのノートル
50センチは、両サイド全然石粉は入
ってない訳なんです。実際は直野湾
の道路の中は広いですからこの中の約
4メートルと石粉は入って。現在で
もそういう道路の崩れと云うのはご
ざいません。

ク番

いや、いや私が申しあげるのはですね
かたまった石粉はですね。敷いて、どこか
に捨てたか、売ったか解ります。これ